

財形定期預金(積立式)規定

1.反社会的勢力との取引拒絶

この預金口座は、第13条①AからFおよび②AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第13条①AからFまたは②AからEの一にでも該当する場合には、当行はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

2.預入れの方法等

- (1)この預金は、3年以上の期間にわたって、年1回以上一定の時期に事業主が預金者の給与から天引して預入れるものとします。
- (2)この預金には、勤労者財産形成給付金および勤労者財産形成基金給付金を給付金支払機関、または事業主を通じて預入れできるものとします。
- (3)この預金の預入れは1口1円以上とします。
- (4)この預金については、通帳の発行にかえ、預入れの残高を年1回以上書面により通知します。

3.預金の種類、期間等

この預金は、各預入または継続の都度あらかじめ指定をうけた次のいずれかの定期預金としてお預りします。

- ①預入日の1年後の応当日を据置期間満了日、3年後の応当日を最長預入期限とする1口の期日指定定期預金。(以下「期日指定定期預金」といいます。)
- ②預入日の5年後または10年後の応当日を満期日とする1口の自由金利型定期預金(M型)。(以下「自由金利型5年(または10年)定期預金(M型)」といいます。)

4.自動継続等

- (1)この預金は、最長預入期限または満期日に、その元利金の合計額および最長預入期限または満期日に新たな預入れがある場合はこれを合算した金額をもって、あらかじめ指定をうけた種類の定期預金に自動的に継続します。この預金の継続後の利率は、継続日における当行所定の利率とします。
- (2)前(1)の継続にあたり、最長預入期限または満期日を同一日とする複数の預金がある場合は、それぞれの預金の元利金をまとめて1口の定期預金に自動的に継続します。
- (3)継続された預金についても、前(1)(2)と同様にします。
- (4)継続を停止するときは、最長預入期限または満期日(継続をしたときはその最長預入期限または満期日)までにその旨を申出てください。

5.預金の支払時期等

- (1)期日指定定期預金は、継続停止の申出があった場合に、次に定める満期日以後に支払います。
- ①満期日は、この預金の全部または一部について据置期間満了日から最長預入期限までの間の任意の日を指定することにより定めることができます。なお、この預金の一部について満期日を定める場合には、1万円以上の金額で指定してください。
- ②前①による満期日の指定がない場合は、最長預入期限を満期日とします。
- (2)自由金利型5年(または10年)定期預金(M型)は、継続停止の申出があった場合に、満期日以後に支払います。

6.利息

- (1)この預金の利息は、次のとおり計算します。
- ①預入金額ごとの預金が期日指定定期預金の場合
預入金額ごとにその預入日から最長預入期限(解約するときは満期日)の前日までの日数について、預入日現在

における次の預入期間に応じた利率によって1年複利の方法により計算します。

- A.1年以上2年未満 当行所定の「2年未満」の利率
B.2年以上 当行所定の「2年以上」の利率
(以下「2年以上利率」といいます。)

②預入金額ごとの預金が自由金利型5年(または10年)定期預金(M型)の場合

預入金額ごとにその預入日から満期日の前日までの日数について、預入日における当行所定の利率によって6か月複利の方法により計算します。

- (2)前(1)①の預金の全部または一部について満期日を指定した場合の利息(継続を停止した場合の利息を含みません。)
- および(1)②の利息は、満期日以後にこの預金とともに支払います。この場合の満期日以後の利息(継続を停止した場合の利息を含みません。)
- は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (3)継続された預金についても(1)、(2)と同様の方法によります。
- (4)この預金を第7条第1項により満期日前に解約する場合、その利息は次のとおり計算し、この預金とともに支払います。

①預入金額ごとの預金が期日指定定期預金の場合

預入金額ごとに預入日(継続をしたときは最後の継続日)から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率(6か月未満の預入期間における利率を除き、小数点第4位以下は切捨てます。)

によって計算します。

- A.6か月未満 解約日における普通預金の利率
B.6か月以上1年未満 2年以上利率×40%

②預入金額ごとの預金が自由金利型5年(または10年)定期預金(M型)の場合

預入金額ごとに預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率(6か月未満の預入期間における利率を除き、小数点第4位以下は切捨てます。)

によって計算します。この場合、預入日の1年後の応当日以後であれば元金の一部を1万円以上の金額で解約することができます。

預入期間	約定期間	5年	10年
6か月未満		解約日における普通預金利率	解約日における普通預金利率
6か月以上1年未満		約定利率×30%	約定利率×10%
1年以上1年6か月未満		約定利率×40%	約定利率×20%
1年6か月以上2年未満		約定利率×50%	約定利率×20%
2年以上2年6か月未満		約定利率×60%	約定利率×30%
2年6か月以上3年未満		約定利率×70%	約定利率×30%
3年以上4年未満		約定利率×80%	約定利率×40%
4年以上5年未満		約定利率×90%	約定利率×50%
5年以上6年未満		-	約定利率×60%
6年以上7年未満		-	約定利率×70%
7年以上8年未満		-	約定利率×80%
8年以上9年未満		-	約定利率×90%
9年以上10年未満		-	約定利率×90%

(5)この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

7.預金の解約、書替継続

(1)この預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。

(2)この預金を解約(一部解約を含みます。)または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、当店に提出してください。財産形成預金ご契約の証(以下「契約の証」といいます。)が発行されている場合は、契約の証も提出してください。ただし、書替継続(減額して書替継続する場合を除きます。)については、契約の証のみでも、また当店のほか当行国内本支店のどこの店舗でも取扱います。この場合、届出の印鑑を引続き使用します。

(3)この預金は、解約する預金を指定せずに、預金残高の合計額の一部に相当する金額を1万円以上千円単位の金額で払戻請求することができます。この場合、1口ごとの元金累計額が払戻請求書記載の金額に達するまで次の順序でこの預金を解約します。ただし、解約日においてすでに満期日が到来している預金がある場合は、その預金を優先して解約します。

①期日指定定期預金の場合

預入日(継続をしたときはその継続日)から解約日までの日数が多いものから解約します。

②自由金利型5年(または10年)定期預金(M型)の場合

預入日(継続をしたときはその継続日)から解約日までの日数が少ないものから解約します。

(4)前(3)の順序で最後に解約することとなった預金は、預入日の1年後応当日(据置期間満了日)までを据置期間とし、次により解約します。

①その預金が据置期間中の場合またはその預金の金額が1万円未満の場合は、その預金全額。

②その預金が据置期間経過後で、その預金の金額が1万円以上の場合は、次の金額。

A.その預金にかかる払戻請求額が1万円未満の場合は、1万円。

B.その預金にかかる払戻請求額が1万円以上の場合は、その払戻請求額。

8.届出事項の変更、契約の証の再発行等

(1)この契約の証や印章を失ったとき、または、印章、氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当行所定の方法により当店に届出ください。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

(2)この契約の証または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いまたは契約の証の再発行は、当行所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

9.成年後見人等の届出

(1)家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって届出ください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届出ください。

(2)家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって届出ください。

(3)すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、(1)および(2)と同様に届出ください。

(4)(1)から(3)の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に届出ください。

(5)(1)から(4)の届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

10.印鑑照合

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認

めて取扱いましたうへは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

11.譲渡、質入れの禁止

(1)この預金および契約の証は、譲渡または質入れすることはできません。

(2)当行がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当行所定の書式により行います。

12.保険事故発生時における預金者からの相殺

(1)当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、この預金は、その満期日が未到来であっても、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り、当該相殺額について期限が到来したものと相殺することができるものとします。なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

(2)前項により相殺する場合には、次の手続によるものとします。

①相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、ご契約の証は適宜の場所に届出印を押印して直ちに当行に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。

②前号の充当の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充当いたします。

③①による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

(3)(1)により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。

①この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までとして、満期日前までの期間は約定利率を適用するものとします。なお、満期日以後の期間は当行の計算実行時の普通預金利率を適用します。

②借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到着した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することによる損害金等は支払を要しないものとします。

(4)(1)により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。

(5)(1)により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続について別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

13.反社会的勢力との取引停止・解約

次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、各条項にかかわらず当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到着のいかんにかかわらず当行が解約の通知を届出のあった氏名・住所にあてて発信した時に解約されたものとします。

①預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合

A.暴力団

B.暴力団員

C.暴力団準構成員

D.暴力団関係企業

E.総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等

F.その他前各号に準ずる者

②預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合

A.暴力的な要求行為

B.法的な責任を超えた不当な要求行為

C.取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

D.風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為

E.その他前各号に準ずる行為

14.規定の変更

(1)この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

(2)前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上

(2022年9月12日現在)

株式会社 三菱UFJ銀行

財形住宅預金規定

1.反社会的勢力との取引拒絶

この預金口座は、第14条①AからFおよび②AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第14条①AからFまたは②AからEの一にでも該当する場合には、当行はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

2.預入れの方法等

(1)この預金は、初回預入時に勤労者財産形成住宅貯蓄非課税制度の適用を受け、5年以上の期間にわたって、年1回以上一定の時期に事業主が預金者の給与から天引して預入れるものとします。

(2)この預金には、勤労者財産形成給付金および勤労者財産形成基金給付金を給付金支払機関、または事業主を通じて預入れできるものとします。

(3)この預金は、新たな預入れにより非課税住宅貯蓄最高限度額を超過し勤労者財産形成住宅貯蓄非課税制度の適用を受けなくなった場合も、引続き預入れできるものとします。

(4)この預金の預入れは1口1円以上とします。

(5)この預金については、通帳の発行にかえ、預入れの残高を年1回以上書面により通知します。

3.預金の種類、継続方法等

(1)この預金は、各預入または継続の都度あらかじめ指定をうけた次のいずれかの定期預金としてお預りします。

①預入日の1年後の応当日を据置期間満了日、3年後の応当日を最長預入期限とする1口の期日指定定期預金。(以下「期日指定定期預金」といいます。)

②預入日の5年後または10年後の応当日を満期日とする1口の自由金利型定期預金(M型)。(以下「自由金利型5年(または10年)定期預金(M型)」といいます。)

(2)この預金は最長預入期限または満期日に、その元利金の合計額および最長預入期限または満期日に新たな預入れがある場合はこれを合算した金額をもって、あらかじめ指定をうけた種類の定期預金に自動的に継続します。この預金の継続後の利率は、継続日における当行所定の利率とします。

(3)前(2)の継続にあたり、最長預入期限または満期日を同一日とする複数の預金がある場合は、それぞれの預金の元利金をまとめて1口の定期預金に自動的に継続します。

(4)継続された預金についても、前(2)(3)と同様にします。

(5)継続を停止するときは、最長預入期限または満期日(継続をしたときはその最長預入期限または満期日)までにその旨を申出てください。

4.預金の支払方法

(1)この預金は、持家としての住宅の頭金等の支払いにあてるため、法令で定める証明書類の提出を受けて支払うものとします。

(2)この預金は、次の場合を除いて、一部支払いはできません。

①預金者が持家としての住宅を取得しようとしている間において、その取得に必要な金銭の支払いにあてるために、残高の10分の9以下の金額を1回に限り払戻す場合。

②その他、法令により一部支払いが認められる場合。

(3)前(2)①により一部支払った場合には、一部支払日の2年後の応当日または持家としての住宅を取得した日の1年後の応当日のいずれか早い日までに残額のすべてを払戻してください。

5.預金の支払時期等

(1)期日指定定期預金は、継続停止の申出があった場合に、次に定める満期日以後に支払います。

①満期日は、この預金の全部または一部について据置期間満了日から最長預入期限までの間の任意の日を指定することにより定めることができます。なお、この預金の一部について満期日を定める場合には、1万円以上の金額で指定してください。

②前①による満期日の指定がない場合は、最長預入期限を満期日とします。

(2)自由金利型5年(または10年)定期預金(M型)は、継続停止の申出があった場合に、満期日以後に支払います。

6.利息

(1)この預金の利息は、次のとおり計算します。

①預入金額ごとの預金が期日指定定期預金の場合

預入金額ごとにその預入日から最長預入期限(解約するときは満期日)の前日までの日数について、預入日現在における次の預入期間に応じた利率によって1年複利の方法により計算します。

A.1年以上2年未満 当行所定の「2年未満」の利率

B.2年以上 当行所定の「2年以上」の利率

(以下「2年以上利率」といいます。)

②預入金額ごとの預金が自由金利型5年(または10年)定期預金(M型)の場合

預入金額ごとにその預入日から満期日の前日までの日数について、預入日における当行所定の利率によって6か月複利の方法により計算します。

(2)前(1)①の預金の全部または一部について満期日を指定した場合の利息(継続を停止した場合の利息を含みません。)(および(1)②の利息は、満期日以後にこの預金とともに支払います。この場合の満期日以後の利息(継続を停止した場合の利息を含みません。))は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

(3)継続された預金についても(1)、(2)と同様の方法によります。

(4)この預金を第7条第1項により満期日前に解約する場合、その利息は次のとおり計算し、この預金とともに支払います。

①預入金額ごとの預金が期日指定定期預金の場合

預入金額ごとに預入日(継続をしたときは最後の継続日)から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率(6か月未満の預入期間における利率を除き、小数点第4位以下は切捨てます。))によって計算します。

A.6か月未満 解約日における普通預金の利率

B.6か月以上1年未満 2年以上利率×40%

②預入金額ごとの預金が自由金利型5年(または10年)定期預金(M型)の場合

預入金額ごとに預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率(6か月未満の預入期間における利率を除き、小数点第4位以下は切捨てます。))によって計算します。

預入期間 \ 約定期間	5年	10年
6か月未満	解約日における普通預金利率	解約日における普通預金利率
6か月以上1年未満	約定利率×30%	約定利率×10%
1年以上1年6か月未満	約定利率×40%	約定利率×20%
1年6か月以上2年未満	約定利率×50%	約定利率×20%
2年以上2年6か月未満	約定利率×60%	約定利率×30%
2年6か月以上3年未満	約定利率×70%	約定利率×30%
3年以上4年未満	約定利率×80%	約定利率×40%
4年以上5年未満	約定利率×90%	約定利率×50%
5年以上6年未満	-	約定利率×60%
6年以上7年未満	-	約定利率×70%
7年以上8年未満	-	約定利率×80%
8年以上9年未満	-	約定利率×90%
9年以上10年未満	-	約定利率×90%

(5)この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

7.預金の解約

- (1)この預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。
- (2)この預金を解約するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、当店に提出してください。財形住宅預金ご契約の証(以下「契約の証」といいます。)が発行されている場合は、契約の証も提出してください。
- (3)4.(2)により一部解約するときは、1万円以上千円単位の金額で払戻請求してください。この場合、1口ごとの元金累計額が払戻請求書記載の金額に達するまで次の順序でこの預金を解約します。ただし、解約日においてすでに満期日が到来している預金がある場合は、その預金を優先して解約します。
- ①期日指定定期預金の場合
預入日(継続をしたときはその継続日)から解約日までの日数が多いものから解約します。
- ②自由金利型5年(または10年)定期預金(M型)の場合
預入日(継続をしたときはその継続日)から解約日までの日数が少ないものから解約します。
- (4)前(3)の順序で最後に解約することとなった預金は、預入日の1年後応当日(据置期間満了日)までを据置期間とし、次により解約します。
- ①その預金が据置期間中の場合またはその預金の金額が1万円未満の場合は、その預金全額。
- ②その預金が据置期間経過後で、その預金の金額が1万円以上の場合は、次の金額。
- A.その預金にかかる払戻請求額が1万円未満の場合は、1万円。
- B.その預金にかかる払戻請求額が1万円以上の場合は、その払戻請求額。

8.税金の納付額

4.(2)①の一部支払日の2年後の応当日までに残額すべての払戻しがない場合、当行はこの預金を払戻したうえ、その元利金を法令で定める預金者の税金の納付にあてることができます。この場合、事前の通知および所定の手続は省略して当行所定の方法により取扱います。なお、預金の元利金が納付税額に満たないときは、不足額を直ちに支払ってください。

9.届出事項の変更、契約の証の再発行等

- (1)この契約の証や印章を失ったとき、または、印章、氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当行所定の方法により当店に届出ください。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (2)この契約の証または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いまたは契約の証の再発行は、当行所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

10.成年後見人等の届出

- (1)家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって届出ください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届出ください。
- (2)家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって届出ください。
- (3)すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、(1)および(2)と同様に届出ください。
- (4)(1)から(3)の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に届出ください。
- (5)(1)から(4)の届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

11.印鑑照合

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

12.譲渡、質入れの禁止

- (1)この預金および契約の証は、譲渡または質入れすることはできません。
- (2)当行がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当行所定の書式により行います。

13.保険事故発生時における預金者からの相殺

- (1)当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、この預金は、その満期日が未到来であっても、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り、当該相殺額について期限が到来したのものとして相殺することができるものとします。なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2)前項により相殺する場合には、次の手続によるものとします。
- ①相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充當の順序方法を指定のうえ、ご契約の証は適宜の場所に届出印を押印して直ちに当行に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
- ②前号の充當の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充當いたします。
- ③①による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3)(1)により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
- ①この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までとして、満期日前までの期間は約定利率を適用するものとします。なお、満期日以降の期間は当行の計算実行時の普通預金利率を適

用します。

②借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到着した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することによる損害金等は支払を要しないものとします。

(4)(1)により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。

(5)(1)により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続について別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

14.反社会的勢力との取引停止・解約

次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、各条項にかかわらず当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到着のいかんにかかわらず当行が解約の通知を届出のあった氏名・住所にあてて発信した時に解約されたものとします。

①預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合

- A.暴力団
- B.暴力団員
- C.暴力団準構成員
- D.暴力団関係企業
- E.総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
- F.その他前各号に準ずる者

②預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合

- A.暴力的な要求行為
- B.法的な責任を超えた不当な要求行為
- C.取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- D.風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
- E.その他前各号に準ずる行為

15.規定の変更

(1)この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

(2)前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

(財形住宅預金に関するご注意)

財形住宅預金には財形非課税制度が適用されますが、次の点にご注意ください。

- 1.財形住宅預金は財形非課税制度でのみ取扱うこととされています。財形非課税制度の適用が受けられなくなった場合には、以後課税でのお取り扱いとなります。
- 2.当初のご契約に基づく住宅取得目的等の払戻しを除き、財形住宅預金を払戻す場合には払戻しの際にお受取りになる利息が課税扱いとなるほか、払戻しの5年前にさかのぼってお受取り済の利息が課税扱いとなり税金が追徴されます。

以上

財形年金預金規定

1.反社会的勢力との取引拒絶

この預金口座は、第16条①AからFおよび②AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第16条①AからFまたは②AからEの一にでも該当する場合には、当行はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

2.預入れの方法等

(1)この預金は、勤労者財産形成年金貯蓄非課税制度の適用をうけ、5年以上の期間にわたって、最終預入日まで年1回以上一定の時期に事業主が預金者の給与から天引して預入れられるものとします。

(2)この預金には、最終預入日までに支払われる勤労者財産形成給付金および勤労者財産形成基金給付金を給付金支払機関、または事業主を通じて預入れできるものとします。

(3)この預金の預入れは1口1円以上とします。

(4)この預金については、通帳の発行にかえ、預入れの残高を年1回以上書面により通知します。

3.預金の種類、とりまとめ継続方法

この預金への預入(最長預入期限または満期日が到来した場合の継続を含みます。以下同様。)は、あらかじめ指定のあった預金の種類により次のとおり取扱います。なお、支払開始日は、最終預入日の6か月後の応当日から5年後の応当日の間の任意の日とし、支払開始日の3か月前の応当日を「年金元金計算日」とします。また、年金元金計算日前1年ごとの年金元金計算日の応当日を「特定日」とします。

(1)期日指定定期預金を指定した場合

①1口ごとに期日指定定期預金としてお預かりします。ただし、預入日(継続をしたときはその継続日。以下同様。)から年金元金計算日までの期間が1年未満のときは、1口ごとに年金元金計算日を満期日とする自由金利型定期預金(M型)としてお預かりします。

②特定日において、預入日からの期間が2年を超える期日指定定期預金(本項により継続した期日指定定期預金を含む。)は満期日が到来したものとし、その元利金の合計額をとりまとめ、1口の期日指定定期預金に自動的に継続します。

③この期日指定定期預金は、この規定の定めによる以外には満期日を指定することはできません。

(2)自由金利型5年定期預金(M型)を指定した場合

①1口ごとに預入日から4年を経過後にはじめて到来する特定日を満期日とする自由金利型定期預金(M型)としてお預かりします。ただし、預入日から年金元金計算日までの期間が5年未満のときは、1口ごとに年金元金計算日を満期日とする自由金利型定期預金(M型)としてお預かりします。

②特定日において、満期日が到来した自由金利型定期預金(M型)はその元利金の合計額をとりまとめ、1口の自由金利型定期預金(M型)に自動的に継続します。

(3)自由金利型10年定期預金(M型)を指定した場合

①1口ごとに預入日から9年を経過後にはじめて到来する特定日を満期日とする自由金利型定期預金(M型)としてお預かりします。ただし、預入日から年金元金計算日までの期間が10年未満のときは、1口ごとに年金元金計算日を満期日とする自由金利型定期預金(M型)としてお預かりします。

②特定日において、満期日が到来した自由金利型定期預金(M型)は、その元利金の合計額をとりまとめ、1口の自由金利型定期預金(M型)に自動的に継続します。

4.分割、支払方法

この預金の分割および支払の方法は、あらかじめ指定のあった預金の種類により次のとおり取扱います。

(1)期日指定定期預金を指定した場合

①この預金は、年金元金計算日に次により分割し、支払開始日以降5年以上20年以内の期間にわたって年金として支払います。この場合、すべての期日指定定期預金は年金元金計算日に満期日が到来したものとし、その元利金と自由金利型定期預金(M型)の元利金との合計額を「年金計算基本額」とします。

A.年金計算基本額をあらかじめ指定された支払回数で除した金額(ただし100円単位とします。)を元金として、年金元金計算日から3か月ごとの応当日を満期日とする12口の期日指定定期預金または自由金利型定期預金(M型)(以下これらを「定期預金(満期支払口)」といいます。)を作成します。ただし、自由金利型定期預金(M型)の預入期間は1年未満とします。

B.年金計算基本額から前記Aにより作成された定期預金(満期支払口)の元金の合計額を差引いた金額を元金として、1口の期日指定定期(以下これを「定期預金(継続口)」といいます。)を作成します。

C.定期預金(満期支払口)は、各々その満期日に、元利金をあらかじめ指定された預金口座に入金します。

②定期預金(継続口)は、満期日に前記①に準じて取扱い、以後同様とします。この場合、前記①に「年金計算基本額」とあるのは「定期預金(継続口)の元利金」と、「年金元金計算日」とあるのは「定期預金(継続口)の満期日」と、「あらかじめ指定された支払回数」とあるのは「あらかじめ指定された支払回数のうち定期預金(継続口)の満期日における残余の支払回数」と読み替えるものとします。ただし、残余の支払回数が12回以下になる場合には、当該定期預金(継続口)の元利金から定期預金(満期支払口)の元金の合計額を差引いた金額は、預入期間が最も長い定期預金(満期支払口)に加算します。

③この期日指定定期預金は、この規定の定めによる以外には満期日を指定することはできません。

(2)自由金利型5年定期預金(M型)を指定した場合

①この預金は、年金元金計算日に次により分割し、支払開始日以降5年以上20年以内の期間にわたって年金として支払います。この場合、すべての自由金利型定期預金(M型)の元利金の合計額を「年金計算基本額」とします。

A.年金計算基本額をあらかじめ指定された支払回数で除した金額(ただし100円単位とします。)を元金として、年金元金計算日から3か月ごとの応当日を満期日とする20口の自由金利型定期預金(M型)(以下これらを「定期預金(満期支払口)」といいます。)を作成します。

B.年金計算基本額から前記Aにより作成された定期預金(満期支払口)の元金の合計額を差引いた金額を元金として、1口の5年後の応当日を満期日とする自由金利型定期預金(M型)(以下これを「定期預金(継続口)」といいます。)を作成します。

C.定期預金(満期支払口)は、各々その満期日に、元利金をあらかじめ指定された預金口座に入金します。また、定期預金(満期支払口)に中間利払利息が発生する場合には、後記第5条(1)②Aにかかわらず、その利息を元本の定期預金の満期日と同日を満期日とする自由金利型定期預金(M型)としてお預かりし、満期日に元本の定期預金とともにあらかじめ指定された預金口座に入金します。

②定期預金(継続口)は、満期日に前記①に準じて取扱い、以後同様とします。この場合前記①に「年金計算基本額」とあるのは「定期預金(継続口)の元利金」と、「年金元金計算日」とあるのは「定期預金(継続口)の満期日」と「あらかじめ指定された支払回数」とあるのは「あらかじめ指定された支払回数のうち定期預金(継続口)の満期日における残余の支払回数」と読み替えるものとします。ただし、残余の支払回数が20回以下になる場合には、当該定期預金(継続口)の元利金から定期預金(満期支払口)の元金の合計額を差引いた金額は、預入期間が最も長

い定期預金(満期支払口)に加算します。

(3)自由金利型 10 年定期預金(M 型)を指定した場合

- ①この預金は、年金元金計算日に次により分割し、支払開始日以降 5 年以上 20 年以内の期間にわたって年金として支払います。この場合、すべての自由金利型定期預金(M 型)の元金金の合計額を「年金計算基本額」とします。
- A.年金計算基本額をあらかじめ指定された支払回数で除した金額(ただし 100 円単位とします。)を元金として、支払回数に応じて 20 口から 40 口の年金元金計算日から 3 か月ごとの応当日を満期日とする自由金利型定期預金(M 型)(以下これらを「定期預金(満期支払口)」といいます。)を作成します。
- B.年金計算基本額から前記 A により作成された定期預金(満期支払口)の元金の合計額を差引いた金額を元金として、1 口の 10 年後の応当日を満期日とする自由金利型定期預金(M 型)(以下これを「定期預金(継続口)」といいます。)を作成します。ただし、支払期間が 10 年未満の場合は当該定期預金は作成されず、年金元金計算日に定期預金(満期支払口)を作成します。
- C.定期預金(満期支払口)は、各々その満期日に、元金をあらかじめ指定された預金口座に入金します。また、定期預金(満期支払口)に中間利払利息が発生する場合には、後記第 5 条(1)②A にかかわらず、その利息を元本の定期預金の満期日と同日を満期日とする自由金利型定期預金(M 型)としてお預かりし、満期日に元本の定期預金とともにあらかじめ指定された預金口座に入金します。
- ②定期預金(継続口)は、満期日に前記①に準じて取扱い、以後同様とします。この場合前記①に「年金計算基本額」とあるのは「定期預金(継続口)の元金」と、「年金元金計算日」とあるのは「定期預金(継続口)の満期日」と「あらかじめ指定された支払回数」とあるのは「あらかじめ指定された支払回数のうち定期預金(継続口)の満期日における残余の支払回数」と読み替えるものとします。ただし、残余の支払回数が 40 回以下になる場合には、当該定期預金(継続口)の元金から定期預金(満期支払口)の元金の合計額を差し引いた金額は、預入期間が最も長い定期預金(満期支払口)に加算します。

5.利息

(1)この預金の利息は、次のとおり計算します。

①預入金額ごとの預金が期日指定定期預金の場合

預入金額ごとにその預入日(継続をしたときはその継続日)から満期日の前日までの日数(以下「約定日数」といいます。))について、預入日(継続をしたときはその継続日)現在における次の預入期間に応じた利率によって 1 年複利の方法により計算します。

- A.1 年以上 2 年未満 当行所定の「2 年未満」の利率
 B.2 年以上 当行所定の「2 年以上」の利率
 (以下「2 年以上利率」といいます。)

②預入金額ごとの預金が自由金利型定期預金(M 型)の場合

預入金額ごとにその約定日数および預入日における当行所定の利率によって計算します。ただし、預入日から満期日までの期間が 2 年以上 3 年未満の自由金利型定期預金(M 型)の利息の支払は次によります。

A.預入日から 1 年後の応当日(以下「中間利払日」といいます。))に当行所定の中間利払利率による中間利払額を利息の一部として支払い、中間利払日に前記第 3 条に記載した方法に準じてこの預金に預入れるものとします。

B.満期日に、預入日から満期日までの期間について中間利払額を差引いた利息の残額を支払います。

なお、預入日から満期日までの期間が 3 年以上の自由金利型定期預金(M 型)の利息の計算は、6 か月複利の

方法によるものとします。

- ③前①、②の利率は、当行所定の日それぞれ変更します。この場合、新利率は、変更日以後に預入れられる金額についてその預入日(すでに預けられている金額については、変更日以後最初に継続される日)から適用します。
- (2)この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (3)この預金を第 6 条第 1 項により満期日前に解約する場合、その利息は次のとおり計算し、この預金とともに支払います。

①預入金額ごとの預金が期日指定定期預金の場合

預入金額ごとに預入日(継続をしたときは最後の継続日)から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率(6 か月未満の預入期間における利率を除き、小数点第 4 位以下は切捨てます。))によって計算します。

- A.6 か月未満 解約日における普通預金の利率
 B.6 か月以上 1 年未満 2 年以上利率 × 40%

②預入金額ごとの預金が自由金利型定期預金(M 型)の場合

預入金額ごとに預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率(6 か月未満の預入期間における利率を除き、小数点第 4 位以下は切捨てます。))によって計算します。

預入期間 \ 約定期間	3 年未満	3 年	3 年超 4 年以下
6 か月未満	解約日における普通預金利率	解約日における普通預金利率	解約日における普通預金利率
6 か月以上 1 年未満	約定利率 × 50%	約定利率 × 40%	約定利率 × 40%
1 年以上 1 年 6 か月未満	約定利率 × 70%	約定利率 × 50%	約定利率 × 50%
1 年 6 か月以上 2 年未満	約定利率 × 70%	約定利率 × 60%	約定利率 × 60%
2 年以上 2 年 6 か月未満	約定利率 × 70%	約定利率 × 70%	約定利率 × 70%
2 年 6 か月以上 3 年未満	約定利率 × 70%	約定利率 × 90%	約定利率 × 80%
3 年以上 4 年未満	-	-	約定利率 × 90%

預入期間 \ 約定期間	4 年超 5 年以下	5 年超 6 年以下	6 年超 7 年以下
6 か月未満	解約日における普通預金利率	解約日における普通預金利率	解約日における普通預金利率
6 か月以上 1 年未満	約定利率 × 30%	約定利率 × 30%	約定利率 × 30%
1 年以上 1 年 6 か月未満	約定利率 × 40%	約定利率 × 40%	約定利率 × 40%
1 年 6 か月以上 2 年未満	約定利率 × 50%	約定利率 × 50%	約定利率 × 40%
2 年以上 2 年 6 か月未満	約定利率 × 60%	約定利率 × 60%	約定利率 × 50%
2 年 6 か月以上 3 年未満	約定利率 × 70%	約定利率 × 60%	約定利率 × 50%
3 年以上 4 年未満	約定利率 × 80%	約定利率 × 70%	約定利率 × 60%
4 年以上 5 年未満	約定利率 × 90%	約定利率 × 80%	約定利率 × 70%
5 年以上 6 年未満	-	約定利率 × 90%	約定利率 × 80%
6 年以上 7 年未満	-	-	約定利率 × 90%

預入期間 \ 約定期間	7 年超 8 年以下	8 年超 9 年以下	9 年超 10 年以下
6 か月未満	解約日における普通預金利率	解約日における普通預金利率	解約日における普通預金利率
6 か月以上 1 年未満	約定利率×20%	約定利率×10%	約定利率×10%
1 年以上 2 年未満	約定利率×30%	約定利率×20%	約定利率×20%
2 年以上 3 年未満	約定利率×40%	約定利率×30%	約定利率×30%
3 年以上 4 年未満	約定利率×50%	約定利率×40%	約定利率×40%
4 年以上 5 年未満	約定利率×60%	約定利率×50%	約定利率×50%
5 年以上 6 年未満	約定利率×70%	約定利率×60%	約定利率×60%
6 年以上 7 年未満	約定利率×80%	約定利率×70%	約定利率×70%
7 年以上 8 年未満	約定利率×90%	約定利率×80%	約定利率×80%
8 年以上 9 年未満	-	約定利率×90%	約定利率×90%
9 年以上 10 年未満	-	-	約定利率×90%

(4)この預金の付利単位は 1 円とし、1 年を 365 日として日割りで計算します。

6.預金の解約

(1)この預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。

(2)前項により、当行がやむを得ないと認め、第 4 条による支払方法によらずにこの預金を解約する場合は、この預金のすべてを解約することとし、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、当店に提出してください。財形年金預金ご契約の証(以下「契約の証」といいます。)が発行されている場合は、契約の証も提出してください。この場合、期日指定定期預金は満期日を指定することはできません。

7.退職時等の支払

最終預入日までに退職等の事由により勤労者でなくなったときは、この預金は、前 3.および前 4.にかかわらず次により取扱い、退職等の事由の生じた日の 1 年後の応当日の前日以後に支払います。この場合、前 6.と同様の手続をとってください。

①期日指定定期預金は、退職等の事由が生じた日の 1 年後の応当日の前日を満期日とします。

②退職等の事由が生じた日の 1 年後の応当日以降は、課税でのお取り扱いとなります。

8.据置期間中の金利上昇による非課税限度額超過の場合の取扱い

この預金の最終預入日以後に財形法施行規則第 1 条の 4 の 2 の規定に基づき計算した年金計算基本予定額が非課税限度額以内であるにもかかわらず、据置期間中の金利の上昇によってこの預金の元利金が非課税限度額を超過する場合には、その元加に係る利子額全額をあらかじめ指定された預金口座に入金します。

9.最終預入日等の変更

最終預入日または支払開始日、もしくは支払回数を変更するときは、最終預入日までに、当行所定の書面によって当店に申し出てください。ただし、支払開始日を変更する場合にはあらかじめ指定のあった預金種類ごとに定める次の時期までに申し出てください。また、自由金利型 5 年(または 10 年)定期預金(M 型)で支払開始日を繰り下げの際は変更後と変更前の日付が 3 か月以上離れていることとします。

(1)期日指定定期預金を指定した場合

①支払開始日を繰り下げるとき

変更前支払開始日の 1 年 3 か月前応当日までかつ最終預入日まで

②支払開始日を繰り上げるとき

変更後支払開始日の 1 年 3 か月前応当日までかつ最終預入日まで

(2)預入日の 5 年後の応当日を満期日とする自由金利型定期預金(M 型)を指定した場合

①支払開始日を繰り下げるとき

最終預入日まで

②支払開始日を繰り上げるとき

変更後支払開始日の 5 年 6 か月前応当日までかつ最終預入日まで

(3)預入日の 10 年後の応当日を満期日とする自由金利型定期預金(M 型)を指定した場合

①支払開始日を繰り下げるとき

最終預入日まで

②支払開始日を繰り上げるとき

変更後支払開始日の 10 年 6 か月前応当日までかつ最終預入日まで

10.支払開始日以後の支払回数の変更

支払開始日以後に、財形法施行令第 13 条の 4 第 3 項の規定等に基づき年金支払額を増額するために支払回数を変更するときは、変更後の支払日の 3 か月前の応当日までに、当行所定の書面により当店に申し出てください。ただし、この支払回数の変更は 1 回に限ります。また、変更により総支払回数が 21 回未満となる場合には、変更することはできません。

11.届出事項の変更、契約の証の再発行等

(1)この契約の証や印章を失ったとき、または、印章、氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当行所定の方法により当店に届出ください。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

(2)この契約の証または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いまたは契約の証の再発行は、当行所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

12.成年後見人等の届出

(1)家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって届出ください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届出ください。

(2)家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって届出ください。

(3)すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、(1)および(2)と同様に届出ください。

(4)(1)から(3)の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に届出ください。

(5)(1)から(4)の届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

13.印鑑照合

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうへは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

14.譲渡、質入れの禁止

(1)この預金および契約の証は、譲渡または質入れすることはできません。

(2)当行がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当行所定の書式により行います。

15. 保険事故発生時における預金者からの相殺

(1) 当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、この預金は、その満期日が未到来であっても、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り、当該相殺額について期限が到来したものと相殺することができるものとします。なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

(2) 前項により相殺する場合には、次の手続によるものとします。

① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充當の順序方法を指定のうえ、ご契約の証は適宜の場所に届出印を押印して直ちに当行に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。

② 前号の充當の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充當いたします。

③ ①による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

(3) (1)により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。

① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までとして、満期日前までの期間は約定利率を適用するものとします。なお、満期日以後の期間は当行の計算実行時の普通預金利率を適用します。

② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到着した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することによる損害金等は支払を要しないものとします。

(4) (1)により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。

(5) (1)により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続について別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

16. 反社会的勢力との取引停止・解約

次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、各条項にかかわらず当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到着のいかんにかかわらず当行が解約の通知を届出のあった氏名・住所にあてて発信した時に解約されたものとします。

① 預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合

- A. 暴力団
- B. 暴力団員
- C. 暴力団準構成員
- D. 暴力団関係企業
- E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
- F. その他前各号に準ずる者

② 預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合

- A. 暴力的な要求行為

B. 法的な責任を超えた不当な要求行為

C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為

E. その他前各号に準ずる行為

17. 契約の証の有効期限

この規定によりお預りした預金の支払が完了した場合は、この契約の証は無効となりますので直ちに当店に返却してください。

18. 規定の変更

(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

(財形年金預金に関するご注意)

財形年金預金には財形非課税制度が適用されますが、次の点にご注意ください。

1. 財形年金預金は財形非課税制度でのみ取扱うこととされています。財形非課税制度の適用が受けられなくなった場合には、以後課税でのお取り扱いとなります。

2. 当初のご契約に基づく年金目的の払戻しを除き、財形年金預金を払戻す場合には払戻しの際にお受取りになる利息が課税扱いとなるほか、払戻しの5年前にさかのぼってお受取り済の利息が課税扱いとなり税金が追徴されま

以上

(2022年9月12日現在)

株式会社 三菱UFJ銀行